

【特別調査】

(平成30年度第2四半期)

消費税率の引き上げに伴い実施される「軽減税率制度」に関する調査

1. 調査目的：当所会員事業所の軽減税率制度の把握状況について調査し、今後の意見活動等に反映すること。
2. 調査期間：平成30年9月12日～平成30年9月28日（17日間）
3. 調査方法：（1）市内に本店を置き、FAX番号登録のある当所会員事業所
（2）平成30年度第2四半期景気動向調査とあわせて調査

(回答率)

調査事業所数	回答事業所数	回答率
5,028	1,180	23.5%

(回答事業所の業種別構成比)

	構成比	事業所数
全 体	100.0%	1,180
建設業	18.8%	222
製造業	20.1%	237
卸売業	11.1%	131
小売業	11.8%	139
サービス業	21.3%	251
その他	16.9%	200
情報通信業	1.0%	12
運輸業	4.2%	49
金融・保険業	1.5%	18
不動産業	4.2%	49
飲食・宿泊業	3.1%	37
医療・福祉	1.9%	23
教育・学習支援業	1.0%	12

(回答事業所の規模別構成比)

	構成比	事業所数
全 体	100.0%	1,180
小規模	62.7%	740
中規模	33.1%	391
大規模	4.2%	49

【小規模】

情報通信業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業では「1～5人」、それらを除く業種では「6～20人」以下の区分。

【中規模】

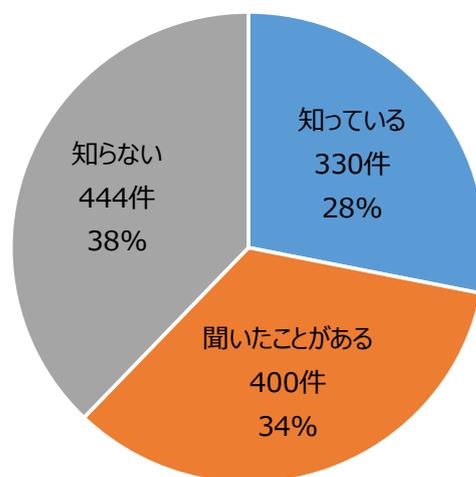
上記【小規模】を除き、小売業、飲食・宿泊業では、「21～50人」以下、情報通信業、卸売業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業では「51～100人」以下、それらを除く業種では「101～300人」以下の区分。

【大規模】

上記【小規模】【中規模】を除く区分。

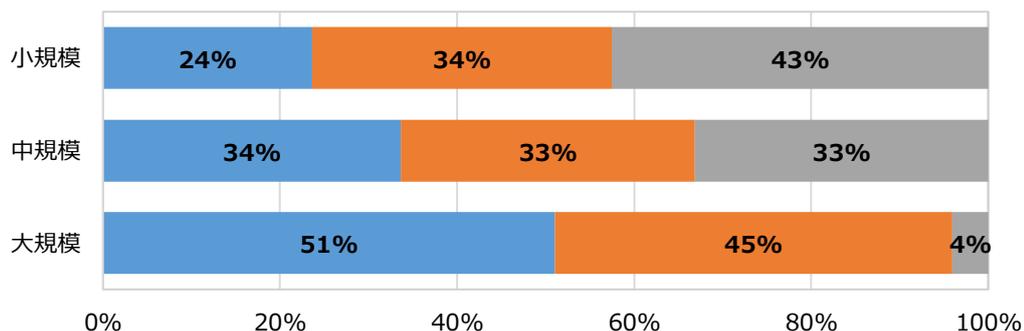
問 1. 軽減税率制度では、飲食料品等の販売だけでなく、例えば「贈答用の食品や会議・接客時の茶菓の購入」等も、軽減税率対象の仕入れとなり、消費税率ごとに分けて処理する必要がありますことをご存知ですか。

- 全体では、「知っている」「聞いたことがある」「知らない」に回答割合が分散した。
- 規模別では、規模が小さいほど「知っている」の回答割合が低く、「知らない」の回答割合が高い傾向にある。
- 業種別では、建設業で「知っている」の回答割合が低く、サービス業で高い傾向にある。

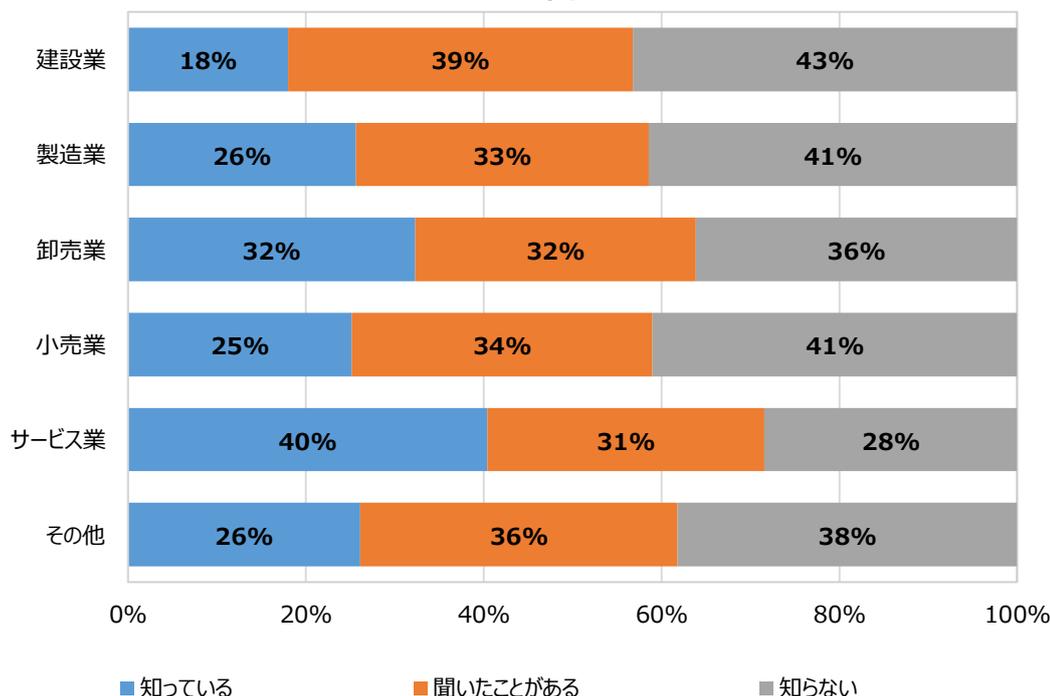


N=1174

規模別



業種別

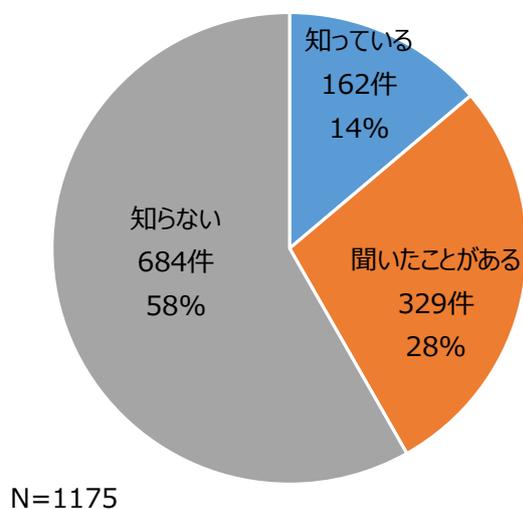


問 2. 軽減税率制度実施後一定期間は、売上または仕入を軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられていますが、この制度の内容をご存知ですか。

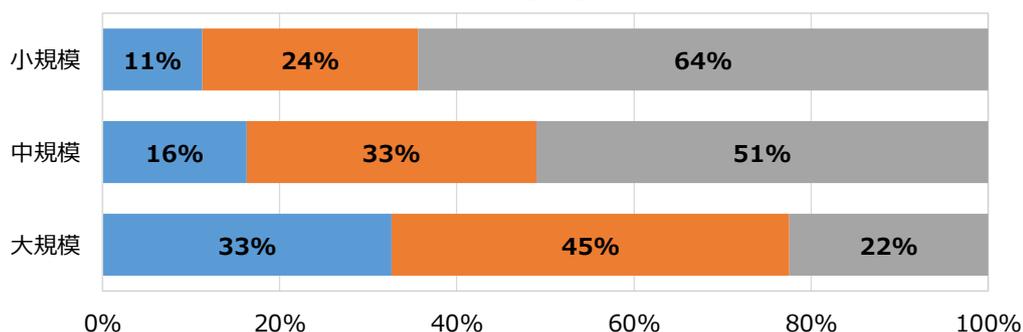
○全体では、「知っている」の回答割合が1割強と低く、「知らない」の回答数が過半数を占めた。

○規模別では、規模が小さいほど「知っている」の回答割合が低く、「知らない」の回答割合が高い傾向にある。

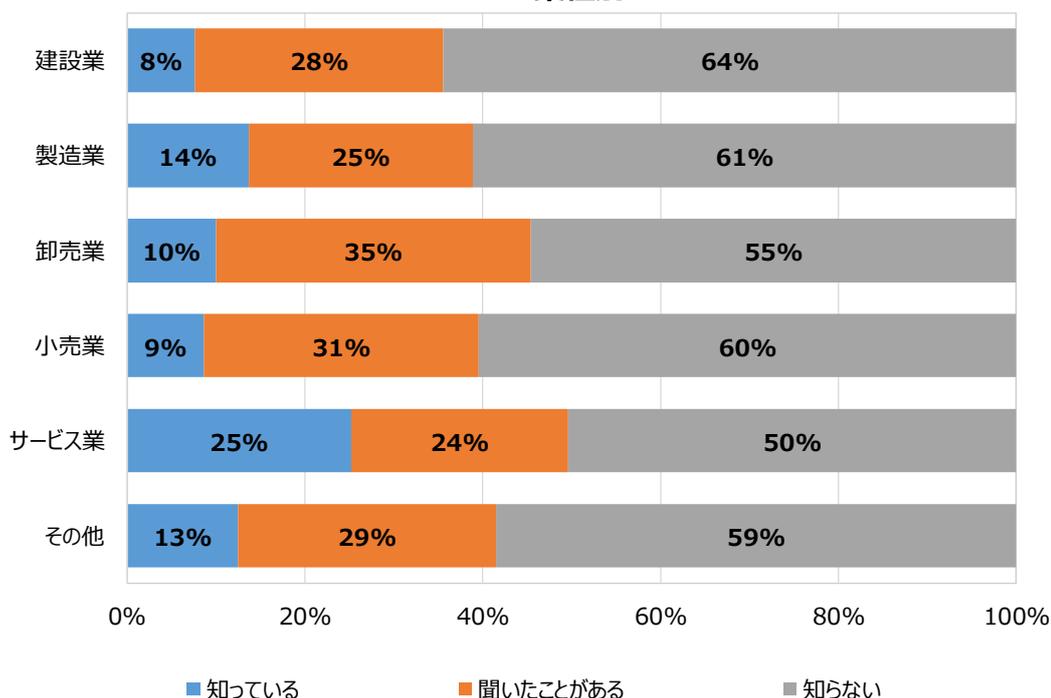
○業種別では、「建設業」「小売業」が「知っている」の回答割合が低く、「サービス業」で高い傾向にある。



規模別



業種別

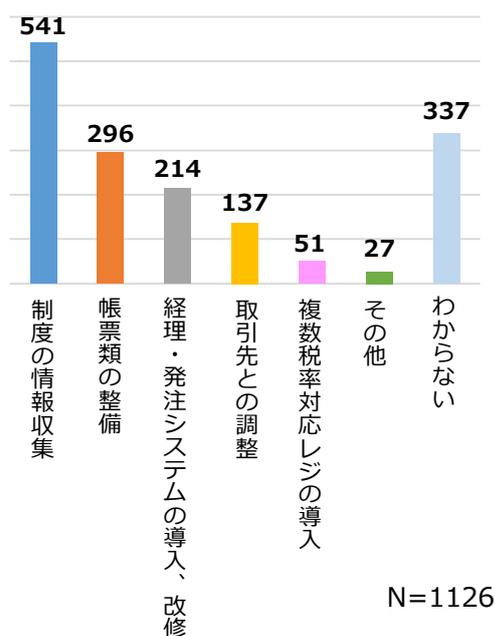


問3. 軽減税率制度の実施により貴社で必要となる対応について、該当すると思われるものを選んでください。(複数選択可)

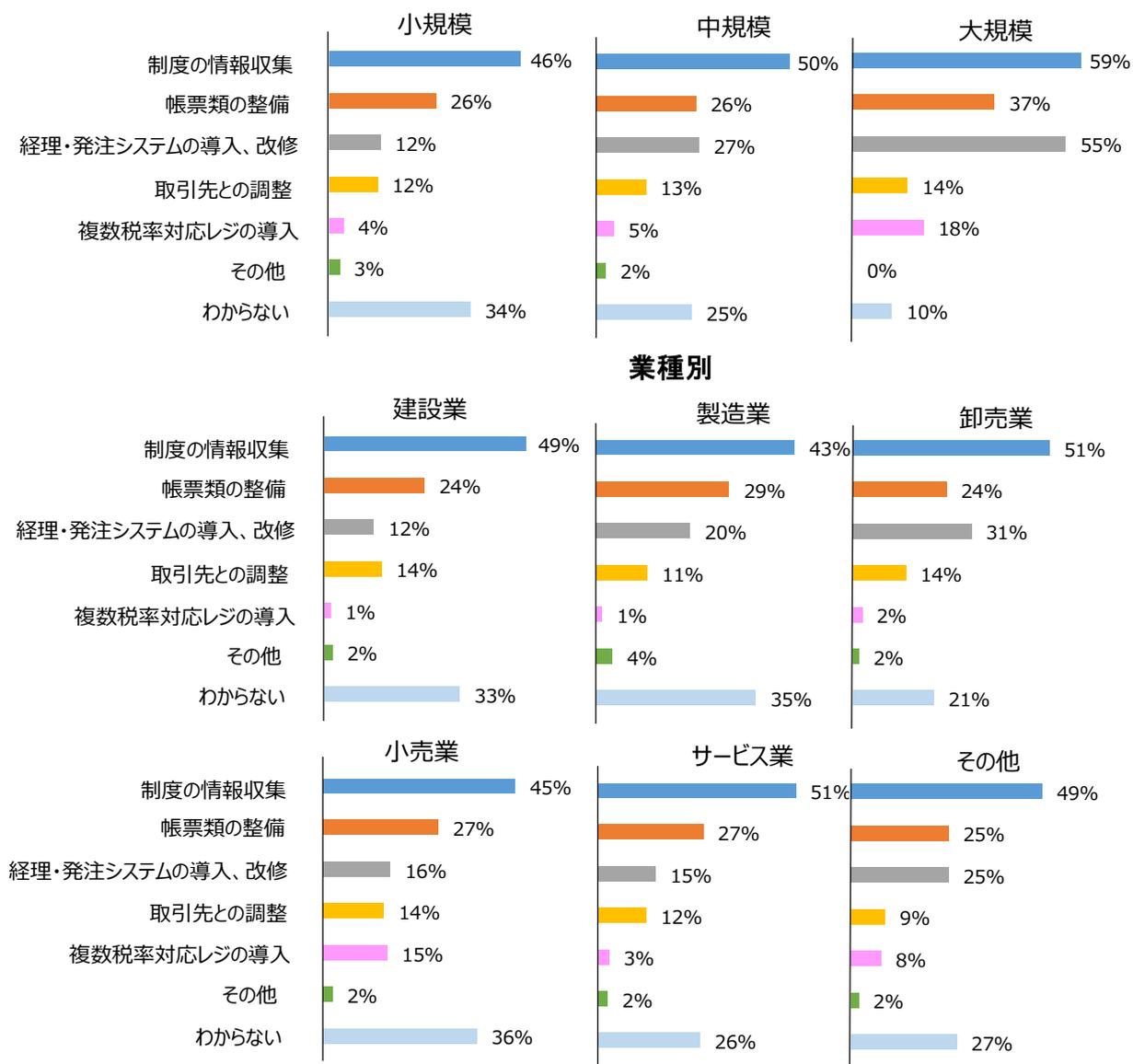
○全体では、「制度の情報収集」の回答数が最も多く、以下「わからない」、「帳票類の整備」と続く。

○規模別では、規模が小さいほど「わからない」の回答割合が高い傾向にある。

○業種別では、卸売業で「経理・受発注システムの導入、改修」、小売業で「複数税率対応レジの導入」の回答割合が高い。



回答企業の割合



— MEMO —

平成30年度第2四半期（平成30年7～9月期）姫路市景気動向特別調査結果

姫路商工会議所 姫路経済研究所

〒670-8505 姫路市下寺町43番地

T E L : 079-223-6555（直通）

F A X : 079-288-0047

U R L : <https://www.himeji-cci.or.jp/>